

新しい法律のご案内

- 「働き方改革法」が成立 —残業時間の規制、非正規雇用労働者の待遇差の是正など— 1頁
- 相続法が改正されました 2頁
- 事務局だより 3頁

「働き方改革法」が成立 —残業時間の規制、非正規雇用労働者の待遇差の是正など—



弁護士
松森 彬

はじめに

政府が「働き方改革関連法」と呼ぶ法律が2018年6月に成立し、労働基準法、パートタイム労働法（名称はパートタイム・有期雇用労働法に変わります）、労働者派遣法など、計8つの法律が改正されました。

改正点は多数ありますが、大きな柱は3つです。①長時間労働に歯止めをかける「残業時間の上限規制」、②「いわゆる非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の不合理な待遇格差の禁止と同一労働同一賃金」、③労働時間の規制がない「高度プロフェッショナル制度の創設」です。①と②は労働者側にメリットがある改正で、③は使用者側にメリットがある改正です。

ポイント1

「残業時間の上限」が定められました

これまで法律上は残業時間（時間外労働）の上限がありませんでした。長時間労働を是正するため、法律で残業時間の上限が定められました。労働基準法の大きな改

正といえます。上限を超えた場合は、使用者側に6か月以下の懲役、または30万円以下の罰金が科せられます。

上限は、「月45時間、かつ、年360時間（休日労働を含まない）」が原則です（月45時間は1日当たり2時間程度の残業に相当します）。ただ、臨時的な特別の事情があって労使が合意するときは、月100時間未満（休日労働を含む）、複数月にわたるときは平均80時間以内（休日労働を含む）、年720時間以内まで認められます。

時間外労働の上限規制は、大企業では来年2019年4月1日から、中小企業では再来年2020年4月1日から適用になります。

ポイント2

「非正規雇用労働者の不合理な待遇の禁止」と「同一労働同一賃金」

非正規雇用労働者の待遇格差をなくすため、第1に、通常の労働者の待遇と比べて不合理な待遇差が禁止されます。どのような待遇差が不合理にあたるかを具体的に示す「ガイドライン（指針）」の案ができていますが、今後確定される予定です。第2に、仕事の内容や責任が同じで、配置の変更の範囲などが同じ場合は、同じ水準の賃金を支払うことが求められます。わが国には、これまで「同一労働同一賃金」の原則を定めた法律はありませんでしたが、初めてそ

の規定が定められました。

不合理な待遇差をなくすためのこれらの規定は、大企業では再来年2020年4月1日から、中小企業では2021年4月1日から適用になります。

ポイント3

「高度プロフェッショナル制度の新設」

これは、高い収入の一部専門職について労働時間の規制を外す制度です。この制度では残業や休日出勤をしても割増賃金が支払われません。対象としては、年収1075万円以上の証券アナリストや医薬品開発の研究者、経営コンサルタントなどが想定さ

れていますが、具体的には省令で定められます。経済界が提案し、野党や連合は過労死を助長すると反対しましたが、政府は押し切り、与党の賛成で可決しました。

長時間労働を強いられることがないように、制度を導入するときは企業内の労使委員会での決議や本人の書面による同意が必要とされています。また、一度適用されても本人の意思で離脱することも可能です。労働者の健康を確保するため、年間104日以上、4週間で4日以上の日曜確保が義務づけられます。

高度プロフェッショナル制度は、来年2019年4月1日から始まります。

相続法が改正されました



弁護士
高江 俊名

このたび、民法の相続に関する部分について法律改正がありました。改正された相続法は、一部の規定は施行時期が前後しますが、多くは2019年7月からの施行です。

改正された項目の中から以下の5項目についてご紹介します。

1 配偶者居住権の創設

配偶者が被相続人の所有建物に住んでいた場合は、配偶者は「配偶者居住権」を取得できるようになりました。

これまでは、遺産を分けるときに、配偶者が自宅の土地建物を取得しますと、配偶者は自宅に住み続けることはできますが、反面、預貯金等の取得額が少なくなり、その後の生活費に不安を抱えることがありま

した。

そこで、今回の改正により、自宅の土地建物の所有権は他の相続人が取得し、配偶者は「配偶者居住権」を取得するという形の遺産分割ができるようになりました。この場合、配偶者は、「配偶者居住権」に基づいて、それまで住んできた自宅に引き続き無償で住み続けることができるとともに、預貯金もある程度確保できるようになります。この規定の施行は、少し先で、2020年4月1日です。

2 配偶者への自宅の生前贈与の取扱いについて

現在も、婚姻期間が20年以上の夫婦の間では、自宅の土地建物を贈与することについて税制上の優遇措置が設けられています。しかし、これまでの法律では、被相続人が配偶者に生前に自宅の土地建物を贈与した場合、その贈与は遺産の先渡しとして取り扱われました。そのため、遺産分割では、配偶者は預貯金等の遺産をあまり取得できない、という結果になることがありま

した。

今回の改正により、結婚20年以上であれば、配偶者に生前贈与した自宅の土地建物は遺産分割の対象外とされ、遺産の先渡しとして取り扱うことはしないことになりました。

3 預金の仮払い制度の創設

遺産分割協議が整っていなくても預金の払戻しが受けられる制度が創設されました。これまでは、葬儀費用などの支払のために被相続人の預金の払戻をするには、相続人全員の署名押印等が必要でしたので、相続人間で争いがあったり、連絡がとれない相続人がいたりすると、被相続人の預金から払戻をして葬儀費用などの支払に充てることができませんでした。

今回の改正により、各口座の預金額の3分の1に対する法定相続割合の預金については、金融機関の窓口で支払を受けられるようになります。また、それ以上の額の預金の払戻の必要がある場合は、家庭裁判所の許可を得て払戻を受ける制度も設けられました。

4 自筆遺言の作成方法の改正

自筆で遺言を作成する場合、これまでは、遺言の全文を手書きで自書する必要がありました。

今回の改正により、財産の目録については、パソコン等で作成した目録や、銀行通帳のコピー、不動産の登記事項証明書等を目録として遺言書に添付する形で遺言書を作成することができるようになりました。この改正は、2019年1月13日から施行されます。

5 相続人以外の親族の貢献を考慮できるように

これまでの法律では、例えば、長男の妻が長男の両親の介護をしても、長男がその両親より先に亡くなっている場合、亡長男の妻は両親の遺産を相続することができず、その一方で、他の兄弟は全く介護を行っていなかったとしても遺産を全て取得することができ、不公平であることが指摘されていました。

今回の改正により、そのような場合、亡長男の妻は、相続人に対して金銭の請求をすることができることになりました。

< 事務局だより >

「愛犬」

大浜 愛子

ヨークシャーテリア（略してヨーキー）の女の子を飼っています。ヨーキーは別名で「動く宝石」とも呼ばれていますが、彼女はその通りです。小柄ですが、脚は長めでキラキラと光る黒い瞳と細くて柔らかい体毛はきれいな色をしています。性格はとてもおとなしく、チャイムが鳴っても無駄吠えはしません。甘えん坊ですが、長時間のお留守番にも耐えてくれます。お散歩で町を歩けば、「可愛い」と言われます。もちろん、お手、おかわり等もできます。そう、彼女は完璧なのです。

しかしながら、来年2月に12歳を迎えます。寄る年波には勝てません。左目はドライアイで目薬がかかせず、お肌は弱く、1週間に一度の割合でステロイドと抗生物質のお薬を飲んでいきます。アンチエイジングのためにサプリメントを摂取し、お食事は、ゆでキャベツとお魚味のドライフードを少々。朝晩には、グルコサミン入りのおやつで栄養補給しています。苦手なことは、シャンプーと獣医さんです。娘のような存在の彼女は私の生き甲斐ですので、出来るだけ長生きしてほしいと思っています。

「事務局20年」

田村まゆか

今年、勤続20年を迎えて事務所の皆さんからお祝いをしていただきました。

この20年間で変わったこと。入所時は近藤ビルの9階に事務所がありました。観音開きの磨りガラスが印象的な事務所でしたが、手狭になったので今のパークビル3号館にお引っ越し。当初は、エレベーターを降りてすぐのところに事務所がありました。しかし、ビルの耐震工事で室内に柱が入るため手狭になるので、同じ4階の今の場所にお引っ越し。

裁判所への文書も、前は縦書きで、B4サイズを使っていましたが、横書きのA4サイズに変わりました。B4時代は用紙を半分に折るという作業がありましたが、それがなくなり楽になりましたね。

また、裁判所は新館ができました。弁護士会館も新しくなりました。よく行く郵便局の入っている宇治電ビルも新しくなりました。法務局もコンピュータ化されて、登記謄本の申請にかかる印紙代が1000円から600円に値下がりました。

ひとつ、変わらないもの。それは、入所時に「この消しゴム消えにくいけど・・・」と大浜さんの一言付きで渡された消しゴムを、今も私は愛用しているということです。

あ と が き

師走の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

当事務所は、昨年11月に法人化しまして、1年になります。代表に就任しました高江を初め、一同元気に仕事をさせていただいております。

法律関係の情報をご案内するニュースを年2回発行しておりますが、この度「2018年冬号」を作りましたので、お送りさせていただきます。

今回は、「働き方改革法が成立」、「相続法が改正されました」、「事務局だより」を掲載しています。

なお、弁護士 柳本千恵は、現在、産休を頂いており、4月より復職の予定です。よろしくお願いいたします。

2018年(平成30年)12月

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番16号 西天満パークビル3号館4階

電話 06(6364)5010 FAX 06(6364)2372

ホームページ URL <http://www.mt-law.jp/>

(地図も掲載しています)

弁護士法人 西天満総合法律事務所

弁護士 高江俊名 弁護士 松森 彬 弁護士 柳本千恵